

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	本領収書は、県議会議員長瀬たけし宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分の説明 11,000×50%=5,500 5,500円を充当する。
		備考 複合機リース料(クレ ディセゾン)(4月分)
	805.04.04	11,000 クレディセゾン)リース

658-0013

兵庫県 神戸市東灘区

深江北町 3丁目

4-16

長瀬たけし事務所

長瀬 猛

様



0004170# 05161 2511 00004608 01/01

ご請求書兼明細書

発行日 2021年 5月16日

毎々格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

ご契約いただきましたリースのお支払いは、下記のとおりでございます。

ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

(初回のお引き落としは、2ヶ月分となります。)

お支払日の前日までに口座へのご準備をお願いいたします。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

記号: 4527822104986374

代表物件名

契約番号 45-2782-210

ゼロックス APC2360 複合機

▲契約内容

契約額	契約額		
	消費税額		
	契約額合計		
前払リース料	前払リース料		0円
	前払消費税		0円
	前払リース料合計		0円
月額リース料	月額リース料		10,000円
	月額消費税		1,000円
	月額リース料合計		11,000円
契約年月日		2021年 4月 5日	
リース期間		2021年 4月 5日より	
		(72ヶ月)	2027年 4月 4日まで

お支払方法	口座振替	お支払日	毎月 4日
金融機関			
支店名			
預金口座			
口座名義	ナカセ タケシ		

〒170-6073

東京都豊島区東池袋3-1-1

株式会社 クレディセゾン

サンシャイン60

リース部

0570-666-789

回数	お支払 年月日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
1	210604	10000	1000	710000
2	210604	10000	1000	700000
3	210704	10000	1000	690000
4	210804	10000	1000	680000
5	210904	10000	1000	670000
6	211004	10000	1000	660000
7	211104	10000	1000	650000
8	211204	10000	1000	640000
9	220104	10000	1000	630000
10	220204	10000	1000	620000
11	220304	10000	1000	610000
12	220404	10000	1000	600000
13	220504	10000	1000	590000
14	220604	10000	1000	580000
15	220704	10000	1000	570000
16	220804	10000	1000	560000
17	220904	10000	1000	550000
18	221004	10000	1000	540000
19	221104	10000	1000	530000
20	221204	10000	1000	520000
21	230104	10000	1000	510000
22	230204	10000	1000	500000
23	230304	10000	1000	490000
24	230404	10000	1000	480000
25	230504	10000	1000	470000
26	230604	10000	1000	460000
27	230704	10000	1000	450000
28	230804	10000	1000	440000
29	230904	10000	1000	430000
30	231004	10000	1000	420000
31	231104	10000	1000	410000
32	231204	10000	1000	400000
33	240104	10000	1000	390000
34	240204	10000	1000	380000
35	240304	10000	1000	370000
36	240404	10000	1000	360000
37	240504	10000	1000	350000
38	240604	10000	1000	340000
39	240704	10000	1000	330000
40	240804	10000	1000	320000
41	240904	10000	1000	310000
42	241004	10000	1000	300000

回数	お支払 年月日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
43	241104	10000	1000	290000
44	241204	10000	1000	280000
45	250104	10000	1000	270000
46	250204	10000	1000	260000
47	250304	10000	1000	250000
48	250404	10000	1000	240000
49	250504	10000	1000	230000
50	250604	10000	1000	220000
51	250704	10000	1000	210000
52	250804	10000	1000	200000
53	250904	10000	1000	190000
54	251004	10000	1000	180000
55	251104	10000	1000	170000
56	251204	10000	1000	160000
57	260104	10000	1000	150000
58	260204	10000	1000	140000
59	260304	10000	1000	130000
60	260404	10000	1000	120000
61	260504	10000	1000	110000
62	260604	10000	1000	100000
63	260704	10000	1000	90000
64	260804	10000	1000	80000
65	260904	10000	1000	70000
66	261004	10000	1000	60000
67	261104	10000	1000	50000
68	261204	10000	1000	40000
69	270104	10000	1000	30000
70	270204	10000	1000	20000
71	270304	10000	1000	10000
72	270404	10000	1000	0

この裏面の「リース契約」をよくお読みになり、必ずお申込者・連帯保証人
 予定者がご記入のうえお申し込みください。なお、この「お申し込み内容」は
 契約成立後「契約の内容を明らかにした書面」となります。
 ●お申込者は契約が成立した場合、借主となります。
 ●連帯保証人予定者は契約が成立した場合、連帯保証人となります。

「請求明細書」で確認ください。
 契約番号
 45

リースお申し込みの内容

②連帯保証人様用

私は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」の内容に同意のうえ、本契約を申し込みます。

所在地	〒078-435-6380 FAX 078-435-6381		資本金	百万円	(創業)
	〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3-4-16		年商	百万円	設立 (創業) 23年 4月
お申込者(個人)	フリガナ ナカセ タケシ *株式会社・有限会社等は略さずご記入ください。	実印を3枚目にご捺印ください。	従業員	2人	営業内容(具体的に) 議事事務所
代表者	フリガナ ナカセ タケシ 役職・氏名 長瀬 猛	窓口担当者 部・課 TEL ()	*本件支払口座の届出印可 *インクタイプ印不可		
個人事業主の場合	TEL ()	配偶者	同居家族	居住年数	
	TEL ()	携帯TEL			
	性別 男	生年月日 昭・平 43年6月18日	住居		

金融機関名	フリガナ ナカセ タケシ *株式会社・有限会社等は略さず、肩書・代表者名は忘れずご記入ください。	預金種別	口座番号
支払口座	口座名義人(預金・貯金) 長瀬 猛	金融機関届出印を4枚目にご捺印ください。	
ゆうちょ銀行	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください) 番号(右からつめてご記入ください)		
	1 0		
	種目コード 166 契約種別コード 34 金融機関コード 9900 払込先口座番号 00140-3-24558 払込先加入者名 株式会社クレディセゾン		

私(連帯保証人予定者)は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」の内容に同意のうえ、リース契約第27条に定める債務につき、申込者と連帯して履行の責を負うものとします。

連帯保証人予定者	ご住所 〒 TEL ()	性別 男	生年月日 昭・平 年 月 日
	フリガナ	携帯TEL ()	
	ご本人が自署してください。	住居 ①持家(自己) ②持家(家族) ③賃貸・その他	
	フリガナ	配偶者 同居家族 居住年数 申込者とのご関係	
	勤続 年	TEL ()	
連帯保証人予定者	ご住所 〒 TEL ()	性別 男	生年月日 昭・平 年 月 日
	フリガナ	携帯TEL ()	
	ご本人が自署してください。	住居 ①持家(自己) ②持家(家族) ③賃貸・その他	
	フリガナ	配偶者 同居家族 居住年数 申込者とのご関係	
	勤続 年	TEL ()	

お申込日 20210317

個人情報の取扱いに関するご注意
 ①お客様が申し込み、又は契約された事実に関する情報は、与信判断及び今後の管理のため、当社が加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟与信業者及び当該機関と提携する他の個人信用情報機関の加盟与信業者により利用されます。
 ②詳細内容は別紙の「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」をご確認ください。また同条項記載の第2条(1)②および同条項4条について同意されない場合は、同条項6条に基づき対応させていただきますので、別途当社までお申し出ください。

お客様が申し込まれる会社名(貸主)	株式会社 クレディセゾン 〒170-6073 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 お問い合わせ窓口: ☎0570-666-789	取扱会社 クレディセゾン社	〒261-7119 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリアイスト19F 株式会社 クレディセゾン リース&レンタル部 東陽東エリア TEL:0570-002-605 FAX:043-276-6718
-------------------	---	------------------	--

リース物件	メーカー	商品名	型式	台数	指定電子計算機(メーカー・型式)
1	Xerox	複合機	APc2360	1	
2					
3					
4					
5					

リースの条件	月額リース料	10000円	リース期間	ヵ月
	消費税額	月額リース料に消費税率を乗じた金額(円未満切捨て)を月額リース料に合算して自動振替させていただきます。	リース料総額	月額リース料 × リース期間
	再リース料(年間)	年間リース料 × 1/12 (年初1回払)	前払リース料	最終支払月より ヵ月分充当
	お支払方法	別途作成するご請求書に従って自動振替(毎月4日)の方法によりリース料金をお支払いいただきます。初回引き落としのみ、2ヵ月分のリース料を自動振替させていただきます。ご請求書は初回請求時に送付いたします。		

特記事項
 リース物件にフロン類(第一種特定製品)特約
 フロン類が使用されている場合は次の特約が適用されます。
 1.借主は、本契約第9条3.の保守契約を別途貸主が指定する者とのみ締結し、本契約第18条1.の物件の返還を別途貸主が指定する者のみに委託します。
 2.貸主が物件の返還を受けた後に当該物件の廃棄等を行うときは、借主は、貸主の請求によりフロン類の廃棄等に要する費用を負担します。
 3.借主は、関連法令に従いフロン類の管理を行う必要があります。

社名	〒260-0021 千葉県千葉市中央区新堀2-3-5 新堀ミハマビル3F	社名	
住所		住所	
TEL	株式会社 Meisin TEL:043-306-5665 FAX:043-246-6990	TEL	
担当部署	神	担当者	

本契約書は、当社が申し込み承諾後 契約の内容を明らかにした書面(訪問販売法第5条等)となります。

お客様用

株式会社 Meisin 行

御 契 約 書

契約年月日 西暦2021年 3 月 17 日

お申込(契約)の際は、裏面もあわせて本書面の内容を十分お読みください。

契約者区分 1.法人 2.個人事業所 3.公的機関

お 申 込 者

(フリガナ) ナガセケンジムシヨ

兵庫県議会議員 長瀬たけじ

長瀬たけじ事務所

(〒 -) 〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3-4-16

議事事務所

T S (H) R 23年 4 月 日

(フリガナ) ナガセ タケジ

長瀬 猛

T (S) H 43年 6 月 18 日生

1 契約物件(メーカー・商品名・型式)

Fuji Xerox	Apeos Port C2360		1
	(4段7ルカセット)		

1 の商品購入の現金一括・現金分割払購入における明細

	全	回	
			円(税込)
			円(税込)
			円(税込)
			円(税込)

1 の商品購入後のリース・クレジット明細

期間: 2021 年 5 月頃 ~ 6 年間 (72 回払い)

10,000 円	/	円/月
	/	円

2 カウンターサービス料金

1,000 円/月	※合計金額が月間最低料金を下回る場合は月間最低料金を請求させていただきます。
	1 円/枚
	10 円/枚
	円/枚

3 残・旧リース明細

下取り	(有)	無	下取りさせていただいた旧物件は処理します。
日立キヤナルNBL		DocuCentre VI C2271	10,800 円/月
			2021 年 4 月
			円/月
			年 月
			円/月
			年 月
			円/月
			年 月

当社指定

株式会社 Meisin

この契約に関するお問い合わせ先

株式会社 Meisin
お客様相談センター

0120-126-966

故障受付センター ☎ 0120-355-175

(受付時間/平日 午前9:00~午後6:00 土・日・祝日を除く) 代表取締役 鈴木竜一郎

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
2	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	備考	案分の説明 5,536 × 50% = 2,768 2,768円を充当する。
		事務所電気代(4月分)

電気料金振込受領証(兼請求書) (音)

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 長瀬 猛 様 5 年 3 月分

お客さま 番 号	日程 所 番 号 22410043041503	ご 請 求 金 額 5,536 円	
ご使用 期 間	2月22日~ 3月21日	消費税等相 当額(再掲)	503 円
契種	ご使用量(kWh) 31 252	電気料金内訳(円) -	ご使用場所 神戸市東灘区深江北町3丁目4 -16
再 掲	燃料費調整額 -1199.46 円	再エネ促進賦課金 869 円	

(裏面もご覧ください)

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 **4月21日** 金融機関取扱期限日 **4月21日**

本票は、4月30日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

神戸料金センター 電話番号 **0800-777-8810** (お客さま控え)

被振込人 関西電力 収入印紙不要

本書により集金員が収納することはありません。

658-0013

神戸市 東灘区

深江北町 3丁目

4-16

長瀬 猛 様



(00J)

22 41 0043 04 1503 #28641 ※ 0327

本書作成年月日：令和 5年 3月27日 1 75 0028981

お引越しのお手続き、口座振替のお申込みは、当社ホームページが便利!



電気料金ご請求書

親展



〒651-8531

関西電力株式会社

神戸料金センター 電話番号 0800-777-8810

電話でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。

※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。

営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～17:00とさせていただきます。夜間、土曜、日曜、祝日においても停電やお客さまかお急ぎのご用件については承っております。(一部地域で異なる場合があります。)

本書はゆうちょ銀行ではお取り扱いできません。

こちらからゆっくり開けてください



ホーム



電気・ガス
料金を知る



電気・ガス料金の
見直し・省エネ



会員情報編集・
各種お手続き



はぴポイント



暮らしの
お立ちサービス



はぴみる電で
できること



お困りのとき

過去3ヶ月の詳しい検針結果をみる

過去3ヶ月の詳しい検針結果をみる

電気

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

2023年1月分

2023年2月分

2023年3月分

ご請求金額

5,536円

ご使用量

252 kWh

CO₂排出量

78.37 kg

契約メニュー

ご使用期間

ご請求方法

お支払い状況

従量電灯 A

2月22日～3月21日

振込用紙

入金確認済

前年同月

(ご使用期間)

前年同月差

前年同月比

187kWh

(2月22日～3月22日)

+65kWh

+34.7%

※CO₂排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき
国に報告した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量
から算出しています。

※排出係数には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づ
き、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う環境価値
等の調整が反映されています。

ご契約内容

契約メニュー

従量電灯 A

お客さま情報

お客さま番号

22-41-0043-041503

住所

神戸市 東灘区 深江北町 3丁目 4-16

供給地点特定番号

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

長瀬 猛 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	2 2	4 1	0 0 4 3	0 4	1 5 0 3
供給地点特定番号	06	0224	1004	3041	5031 0000
5年 3月分		ご使用期間	2月22日～ 3月21日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 **252kWh**

計器番号 822
 当月指示数 03817.5
 前月指示数 03565.9

ご参考：前年同月ご使用量（期間 2/22～ 3/22）
 187kWh
 対前年同月比 +34.7%

ご請求金額 **5,536 円**

お支払期限日 4月21日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	燃料費調整額	- 1,199.46
電力量料金		再エネ促進賦課金	869.00
1 段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	503.00
2 段料金	3,393.72	託送料金相当額再掲	2,179.00
		うち賠償負担金相当額	
		及び廃炉円滑化負担金相当額	57.96

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	-71円 34銭	-4円 76銭
	翌月分	-71円 34銭	-4円 76銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 3月22日 次回検針日 4月24日 検針員 XXXXXXXXXX

関西電力株式会社

(ご注意) 本票により集金することはありません。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 全て政務活動にかかるものであるため
		案分率 備考 兵庫ジャーナル購読料 (R5年1月～3月分)

領 収 書

2023年4月14日

長瀬 たけし 様

¥ 8,400-

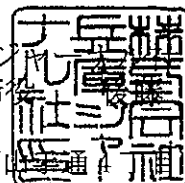
但し 兵庫ジャーナル購読料R5年1月～3月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等	
現金	
小切手	

株式会社兵庫ジャーナル
 代表取締役 長瀬 たけし
 〒650-0011
 神戸市中央区下山手通1-10
 ファインコート下山手 6F
 TEL078-333-7560 FAX078-333-7563




領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
4	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	備考	案分の説明 18,275 × 50% = 9,137 9,137円を充当する。
		来客用駐車場代(5月分)




AMASHIN

あましんキャッシュサービスご利用明細票
いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱店	金額	お取引種別	お取引時間	お取引後残高
お振込	23-04-20						
お取扱枚数							お取引金額
万円	千円	百円	千円	500	100	50	10
							1
							¥18,000
							お取引後残高
							¥275
							1254

印紙税申告納付につき尼崎税務署承認済

<ご案内>

ナカセ タケシ 様
 電話番号0784356380
 **尼崎信用金庫**

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

駐車場所賃貸借契約書

駐車場所の表示

名 称	
所 在 地	
駐車指定場所	区画 3号

車種等

登録(車両)番号	
車 名	
登録名義人	
使用者名義	
使用目的	自家用 商用 その他()
制 限	全長500cm(前区画)・全幅185cm(区画1号・2号)・全幅179cm(3号・5号)を超える車輛の駐車は不可

契約期間等

契約期間	平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間
借主の解約通知	解約期日の1ヶ月前
貸主の解約通知	解約期日の1ヶ月前

保証金(敷金)等

保証金(敷金)	
保証金(敷金)の返還の時期	本契約第12条に定める明渡し完了後10日以内

駐車料金 ※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

駐車料金(月額)	金18,000円也
----------	-----------

車庫証明発行時の駐車料金の前納


本契約第6条に定める車庫証明発行時に駐車料金の3ヶ月分を前納する	
その他の費用	別添、「保管場所使用承諾証明書発行についての条件」を参照

駐車料金の支払い方法


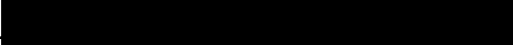
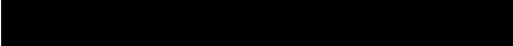

持参払い(場所)	
振 込 払 い	普 通
	フリガナ
	口座名義人

特 約

1. 別添、「駐車場ご利用についてのお願い」を参照。
2. トラック（軽トラックを除く）・工事用特殊車両・車検切れの車両は駐車不可とする。
3. 契約位置に第三者の車両等が駐車しており借主の駐車場利用が一時的にできない場合でも貸主または管理者は借主に対して責任を負わないものとする。
4. 借主は住所・電話番号及び緊急連絡先に変更が生じた場合は、貸主または管理者に遅滞なく申し出るものとする。

貸貸人  (以下「貸主」という) と、貸借人 長 瀬 猛 (以下「借主」という) との間に、表記駐車場所について、本契約書のとおり契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して貸主・借主が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成 25 年 10 月 / 日

(貸主)		(代理人)	
住所		住所	
氏名		氏名	印
TEL		TEL	

(借主)			
住所	長瀬 猛	TEL	078-435-6380
氏名	神戸市東灘区深江北町	借主の署名	
(管理者)	3-4-16		

住所	
商号	

(媒介業者) 免許番
事務所所在地
商号(名称)
代表者氏名
取引主任者
氏名

(媒介業者) 免許番
事務所所在地
商号(名称)
代表者氏名
取引主任者
氏名

号

— 契約条項 —

賃貸借の目的および条件

第1条 貸主は、借主に本駐車場所を、表記に記載する自動車の駐車場所として表記条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。

- 2 借主は、本契約締結と同時に、表記車種等欄に記入できないときは、貸主に後日必ず車検証の写しを提出するものとする。

保証金（敷金）

第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金（敷金）を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

賃料

第3条 借主は、表記賃料を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。

- 2 契約および解約時の賃料の計算は次のとおりとする。
 - (1) 契約時の1ヶ月未満の賃料は、引渡し日をもって当該月の実日数により日割り計算とする。
 - (2) 解約時の1ヶ月未満の賃料は、当該月の実日数により日割り計算とする。

賃料の改定

第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減、経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは賃料を改定することができる。

契約期間等

第5条 本駐車場所の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主に異議がないときは更に1年間期間を延長することができる。

車庫証明及び届出書

第6条 借主は、貸主から自動車保管場所証明（車庫証明）に要する使用承諾書の交付を受ける場合には、表記金額を前納するものとする。

- 2 第1項の定めにより前納された賃料は、途中で解約された場合であっても返還しないものとする。
- 3 使用承諾書の交付を受けた借主が、本契約を解約または終了したときは、貸主・借主が連名により警察へ提出する所定の届出書に定める借主が記入すべき事項（解約後の自動車の保管場所、譲渡先または廃車年月日）について記入し、かつ署（記）名押印しなければならない。

車種等の変更

第7条 借主は、表記車種等の変更をするときは、事前に貸主に必要な事項を通知し承諾を得るものとする。

免責事項

第8条 貸主は、本駐車場内に監視員をおかないので駐車場内で生じた盗難・衝突及び破損・人身事故等および天災地変・風水害・火災等による事故被害に対して、一切その責を負わないものとする。

- 2 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。
 - (1) 本駐車場所が、天災地変・風水害・火災等によって駐車場所の使用が不可能となったとき。
 - (2) 本駐車場所の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

禁止事項

第9条 借主は、貸主の書面による承諾を得ずに、本駐車場所の賃借権を第三者に譲渡またはこれを担保に供し、または第三者に転貸もしくは使用させることをしてはならない。

契約の解除

第10条 契約期間中に貸主または借主が契約を解約するときは、表記期日までにその旨を相手方に対して通知するものとする。

- 2 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。
 - (1) 駐車料金の支払いを滞納したとき
 - (2) 表記自動車の駐車以外の目的に使用したとき
 - (3) 有害・危険もしくは近隣の迷惑となる行為をしたとき
 - (4) 賃貸物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき
 - (5) 借主が破産の宣告を受けたとき
 - (6) 借主が法人の場合、その法人が法人としての機能を喪失したと貸主が認めたとき
 - (7) その他本契約の各条項に違反したとき
- 3 期間満了又は契約解除により本契約終了後、借主の自動車の本駐車場所に駐車してあるときは、貸主は適宜の方法で撤去できるものとし、借主は何ら異議を申さないものとする。なお、撤去に要する費用は借主の負担とする。

賠償責任

第11条 借主又はその関係者の行為により、貸主の設備・造作、その他駐車場内の他の自動車等に損害を与えたときは、借主は直ちにその旨を貸主に報告し、遅滞なくその損害を賠償しなければならない。

保証金（敷金）の返還等

- 第12条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務等を弁済し、明渡ししなければならない。
- 2 貸主は、前項の債務弁済等の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、借主に保証金（敷金）を返還するものとする。ただし、未払いの賃料、損害金、その他借主が負担する債務が残存しているときは、保証金（敷金）をこれに充当してその残額を借主に返還するものとする。
 - 3 借主は、契約上の保証金（敷金）返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

合意管轄

第13条 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

第14条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

以上

賃貸人変更及び賃料振込先変更手続きの御願い

ご契約者各位

平素より下記物件につきまして、管理・運営にご協力戴き、御礼申し上げます。
早速では御座いますが前賃貸人 [REDACTED] より相続を受け [REDACTED] が新賃貸人となりました。つきましては毎月お振込戴いております、駐車場賃料の振込先口座の変更をお願いしたくご通知申し上げます。

記

変更前

[REDACTED]

[REDACTED]

口座宛



変更後

[REDACTED]

[REDACTED]

口座宛

なお、変更は2019年6月分賃料（5月末日御振込み分）よりお願い致します。
急なお願いにより皆様にはお手数をおかけいたしますがご協力戴きます様、宜しく御願
い申し上げます。御不明な点など御座いましたら新賃貸人 [REDACTED] は仲介業者 [REDACTED]
[REDACTED] にご連絡下さい。

2019年4月2日

賃貸人

[REDACTED]

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
5	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 $95,440 \times 50\% = 47,720$ 47,720円を充当する。
	備考	事務所賃借料(5月分)



あましんキャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます

お取引内容	お取扱日	機番	お取扱番号	金融機関 コード	支店コード	科目	口座番号
お振込	23-04-20	057	0234				
お取扱枚数							お取引金額 円
万円 千円 百円 50 10 5 1							¥95,000
お取扱店			手数料	お取扱時刻	お取引後残高 円		
			¥440				

印紙税申告納
付につき尼崎
税務署承認済

〈ご案内〉



ナカセ タケシ 様
電話番号0784356380



裏面のご案内もあわせてご覧ください。

不動産賃貸借契約書 (店舗・事務所用)

賃貸借不動産の表示

集合建物	名称	[REDACTED]			
	所在(住居表示)	[REDACTED]			
戸建	構造・築年数	軽量鉄骨造	2階建の1・2階部分	築平成8年	
	号室・専有面積	中東号室	約41.40㎡		
戸建	所在(住居表示)	[REDACTED]			
	構造・築年数	[REDACTED]			
床面積		1階	㎡	2階	㎡
階		階	㎡	階	㎡

契約期間及び使用目的

契約期間	平成20年7月14日から平成23年7月13日の3年間
使用目的	長瀬たけし事務所(神戸市会議員立候補予定)
引渡し日	平成20年7月14日

保証金(敷金)等

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

保証金(敷金)	[REDACTED]	費税	金 敷引に含む 円也)
敷引	[REDACTED]	金	敷引に含む 円也)
礼金	金	円也	(内消費税 金 円也)
権利金	金	円也	(内消費税 金 円也)

保証金(敷金)の返還時期

※礼金・権利金は返還しない。

返還時期	本契約第13条第1項・第2項に定める明渡し完了後30日以内
------	-------------------------------

賃料・共益費等(月額)

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

賃料	金 円 95,000 円也	(内消費税 金 賃料に含む 円也)
共益費・管理費	金	円也 (内消費税 金 円也)
その他()	金	円也 (内消費税 金 円也)
管理委託料	金	円也 (内消費税 金 円也)
月額合計	金 円 95,000 円也	(内消費税 金 左記に含む 円也)

賃料・共益費等の支払い方法(持参払い・振込払いどちらかに○をつけ、下記に記入のこと)

持参払い(場所)	[REDACTED]
振込 <input checked="" type="radio"/> 払い	[REDACTED]

(貸主契約書)

特 約

1. 本物件の入口造作・勝手口（全ての鍵を含む）は、以前の賃借人が設置したものである為、使用に際して及び使用中の故障等による修理・取替・撤去は賃借人は行わない。
2. 本物件の西側道路には都市計画道路（本庄本山線）が計画決定されており、事業決定（時期は未定）し施行される場合は、本賃貸借契約条項第7条第5項（2）により無条件解約となり、賃借人は賃借人に異議なく本物件を明渡し、賃借人は営業補償・損害賠償等一切の補償について賃借人に請求することはできない。
3. 電気・ガス・水道の本物件内への引込工事、本物件内の配管・配線工事、動力の設置及び撤去は賃借人の費用負担で行うこと。
4. 別紙使用細則を遵守すること。 以上

賃借人 XXXXXXXXXX（以下「貸主」という）と、賃借人 長瀬 猛
 （以下「借主」という）と、連帯保証人 XXXXXXXXXXとの間に、表記賃貸借物件（以下「本物件」という）について、本契約書のとおり、賃貸借契約を締結し、この契約を証するため本契約書3通を作成して貸主・借主および連帯保証人が署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

平成 20 年 7 月 14 日

<p>(貸主)</p> <p>住所 XXXXXXXXXX</p> <p>氏名 XXXXXXXXXX</p>	<p>(所有者) (貸主と所有者が異なる場合委託契約書等添付のこと)</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p>
<p>(借主)</p> <p>住所 XXXXXXXXXX</p> <p>氏名 長瀬 猛</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>住所 XXXXXXXXXX</p> <p>氏名 XXXXXXXXXX</p> <p>TEL XXXXXXXXXX</p>

(管理者)

住所 神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号

商号(名称) エステート大栄 TEL 078-413-4078

(媒介業者) 免許番号 XXXXXXXXXX
 事務所所在地 XXXXXXXXXX
 商号(名称) XXXXXXXXXX
 代表者氏名 XXXXXXXXXX
 取引主任者 XXXXXXXXXX
 氏名 XXXXXXXXXX

(媒介業者) 免許番号 XXXXXXXXXX
 事務所所在地 XXXXXXXXXX
 商号(名称) XXXXXXXXXX
 代表者氏名 XXXXXXXXXX
 取引主任者 登録番号()第 XXXXXXXXXX 号
 氏名 XXXXXXXXXX

印

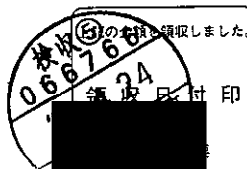
印

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目																																															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費																																															
6	<p>水道料金 納入通知書兼領収書 下水道使用料</p> <p>発行日 令和5年4月13日</p> <table border="1"> <tr> <td>お客様番号</td> <td>1:107:03:158:(103)</td> </tr> <tr> <td>請求番号</td> <td>35:2:00108355:8</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>期分</td> <td>口径</td> <td>用途</td> <td>戸数</td> <td>水栓番号</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>E1</td> <td>13</td> <td>業務用</td> <td>1</td> <td>018726</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ご使用期間</td> <td colspan="4">5年1月24日～5年3月24日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ご使用水量</td> <td colspan="4">4m³ うち消費税相当額</td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td colspan="2">1,936円</td> <td colspan="3">176円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td colspan="2">1,100円</td> <td colspan="3">100円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td colspan="2">3,036円</td> <td colspan="3">276円</td> </tr> </table> <p>水道ご使用場所 東灘区深江北町3丁目 4-16</p> <p>お客様名 長瀬 猛 様</p> <p>納期限 令和5年4月28日 上記金額を納期限までにお支払いください。 領収書は、5年間大切に保管してください。</p> <p>  領収印 </p> <p>神戸市水道事業管理者 (お客様控)</p>	お客様番号	1:107:03:158:(103)	請求番号	35:2:00108355:8	年度	期分	口径	用途	戸数	水栓番号	05	E1	13	業務用	1	018726	ご使用期間		5年1月24日～5年3月24日				ご使用水量		4m ³ うち消費税相当額				水道料金	1,936円		176円			下水道使用料	1,100円		100円			合計金額	3,036円		276円			<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明 3,036 × 50% = 1,518 1,518円を充当する。</p> <p>事務所上下水道代 (1/24～3/24)</p> <p>備考</p>
		お客様番号	1:107:03:158:(103)																																													
請求番号	35:2:00108355:8																																															
年度	期分	口径	用途	戸数	水栓番号																																											
05	E1	13	業務用	1	018726																																											
ご使用期間		5年1月24日～5年3月24日																																														
ご使用水量		4m ³ うち消費税相当額																																														
水道料金	1,936円		176円																																													
下水道使用料	1,100円		100円																																													
合計金額	3,036円		276円																																													

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
7		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	案分率
		32,840×50%=16,420 16,420円を充当する。
		備考
		複合機使用料(4月分)
	505.04.24	36,690 SMBC(75"フィルムBI
		※4-8含む

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

長瀬たけし事務所

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

ご担当者様

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部



お問合せ番号：T300614319

TEL:0120-069-840 (0002/0002 013435)
FAX:0120-600-695

お支払の概要	お支払約束手日	2023年04月24日
	お支払方法	
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2023年03月23日
請求書番号：830322-0113627

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 32,840円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1	トータルサービス料金	2023/02/21-2023/03/20				29855
2	黒モード	1カット以上	9345	1.00	9345	
3	フルカラー	1カット以上	2051	10.00	20510	
4	ご使用合計		11396			
5						
6	【代金/料金合計】					29855
7	【消費税および地方消費税(10%)】					2985
8	【今回ご請求額】					32840
9						
10	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C2360 PFS-4T 326425					
11	(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)	2023/02/21-2023/03/20	
12	1(41938)	32564	0	29	設置先:長瀬たけし事務所	
13	2					
14	3(7845)	5787	0	7		
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908 01 1 2
20 0331 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0 TCH

12502020 9279354 T300614319
01 3 013435 1

3308518897 T300614319

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
8		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	案分率	3,850 × 50% = 1,925 1,925円を充当する。
	備考	複合機保守料(4月分)
		4-7に添付

658-0013
神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

長瀬たけし事務所

ご担当者様

0001709#



お問合せ番号：T300614319

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL:0120-069-840 (0001/0002 013434)
FAX:0120-600-695

お支払の ご 案内	お支払約束手日	2023年04月24日
	お支払方法	
	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目/口座番号	
	指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より 引落しさせていただきます。

備考：

FUJIFILM

請求書

発行日：2023年03月23日
請求書番号：830322-0136488

長瀬たけし事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 3,850円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号：T300614319 電話：0120-069-840

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1	ITあんしんSPIII(エントリー)	2023/02/21-2023/03/20				3500
2						
3	【代金/料金合計】					3500
4	【消費税および地方消費税(10%)】					350
5	【今回ご請求額】					3850
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

16500 00908 0000 00908
20 0331 50 0A0 510 1NK 0000 1/1 001 0

C

12502020 9279354 T300614319
01 3 013434 1

3306567253 T300614319

注 文 請 書



発注者 (甲)

長瀬たけし事務所 御中

注文番号 2139033164001

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお願いします。

発行日 2021 年 3 月 23 日

受注者 (乙)

所在地

兵庫県神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

社 名

富士ゼロックス兵庫株式会社

役 職 名

営業統括部長 馬 詰 和

氏 名

印

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類: トータルサービス契約

契約条件書番号: JTAA001B

契約対象商品: ApeosPort C2360 PFS-4T 2026

機械番号: 326425

契約期間: 2021 年 3 月 26 日から 3 月 25 日まで

開始メーターカウント:

メーター1 8 メーター2 メーター3 3

メーター4 メーター5 メーター6

設置調整完了日 (新規購入の場合): 2021 年 3 月 26 日

初回締切日: 請求サイクルに依り契約開始日に到来する料金計算の締切日とします。

料金計算の締切日: 20 日締

支払日: 料金計算締切後翌月 23 日支払

請求サイクル: 1 ヶ月

ミスコピー控除方法:

乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に0.3%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます (小数点以下切り上げ)。

料金項目等	数量	単価 (円)	料金 (円)
トータルサービス料金 (1 台につき)			
コピー/プリント料金 (1 コピー/プリントにつき)			
黒モード (メーター1)	1 カウントにつき	1.00	
フルカラーモード (メーター3)	1 カウントにつき	10.00	
最低コピー/プリント料金 (1 台につき)			1,000 (月額)

設置先等

* 設置先事業所:

** 所在地: 兵庫県神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

** 事業所名: 長瀬たけし事務所

** 部課名:

* EP適用: (する) (しない)

* FAX番号:

以下余白

契約条件書番号 : JTTA001B トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く、以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
 - (1) 乙所定の有料オーバーパスを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 - (2) 乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 - (3) スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、商品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
 - 1. 甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
 - (1) 甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター-連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 - (2) 甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法
 - 2. コピー/プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。
 - 3. トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
 - 4. 乙が技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「実効コピー/プリント数」といいます)。
 - 5. 不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー-排除方法の記載に従い取り扱います。
 - 6. 用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
 - 7. 前面コピー/プリントをした場合、表面のトータルサービス料金と裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
 - 8. 表記記載の「請求サイクル」期間中に、商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
 - (2) 「請求サイクル」が3ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
 - (3) 表記にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
 - 9. 契約開始または終了時において、商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
 - (2) 「請求サイクル」が3ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
 - (3) 表記にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
 - 10. 料金の計算にあたり、甲未納の滞りも加算して計算します。
- 第6条 乙はトータルサービス料金および本契約にもとづきその他すべての甲の金融債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
- 第7条 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有者は乙に帰属します。
- 第8条 乙がトータルサービスを完了する時間補償は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
 - 1. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。
 - 2. 乙が技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
 - 3. 乙が技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
 - 4. 乙が更新した場合、甲は甲の費用と責任において、甲に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピュータープログラム、データの障害等を調査します。
 - 5. 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
 - (1) 商品所定の取扱説明書に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 - (2) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱上の不注意に起因する故障の修理・調整
 - (3) 商品以外の機械装置またはコンピュータープログラム、(コンピューターウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
 - (4) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 - (5) 火災、風水害、地震等の天災地災およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 - (6) 乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品を使用したことによる故障の修理・調整
 - (7) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他輸入時と異なる状態への復旧
 - (8) 高所作業、重負荷の移動を伴う作業その他の危険作業
 - 6. 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務を負うものではありません。
- 第9条 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適量数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびペロロッパーについては、品質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
- 第10条 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
- 第11条 感光体および消耗品等の所有者は乙に属し、甲はこれらを各自の管理責任をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
- 第12条 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
- 第13条 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書に記載する仕様に適合した用紙を使用します。
- 第14条 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または質貸した場合、本契約は終了します。
- 第15条 甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。
- 第16条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
 - (1) 本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
 - (3) 手形または小切手の不渡り、その他債務を著しく失効する事由が生じたとき
- 第17条 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告をせず、直ちに本契約を解除できます。
- 第18条 乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
- 第19条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第20条 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。
- 第21条 甲および乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
- 第22条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行ったりは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 第23条 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。
- 第24条 甲および乙は、前2項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
- 第25条 甲および乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
- 第26条 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第27条 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第28条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP (Electronic Partnership) の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供する EP (Electronic Partnership) の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EP の利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という) において本追加条項に定める条件で EP (Electronic Partnership) を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」「EP-BB light」とは、甲のイントラネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX 回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP 通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置 (EPnet-BOX)、3Gnet-BOX)、4Gnet-BOX) およびこれらの後継機) の総称とします。

第3条 (EP) の利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EP の種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1) 「機械」のメーターカウンターの遠隔自動検針 (2) 上記メーターカウンターにもとづく料金の請求 (3) 「機械」の故障状況の予知・把握およびリモート保守 (故障の発生回避を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 「機械」の各種メーターカウンタ値 「機械」の使用消耗品交換などの情報 故障自動監視 「機械」に登録された FAX 自局 ID (EP-DX のみ)
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」 「4Gnet-BOX」	(4) 消耗品の配送 (5) 乙が製造、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加・向上	<ul style="list-style-type: none"> 「機械」の各種メーターカウンタ値 使用消耗品交換、補給等の情報 「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報
「EP-BB」 「EP-BB light」	(6) 乙から甲に対する各種提案	<ul style="list-style-type: none"> 「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第4条 (EP 通信装置) の貸与)

乙は、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP 通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP 通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP 通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (EP) 利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP 通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (EP) 利用時の注意点)

甲は、下記の「EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (EP) の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP 通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い

1. 「EPnet-BOX type W2」、3Gnet-BOX)、4Gnet-BOX) および後継機ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2)、3Gnet-BOX)、4Gnet-BOX) および後継機 (以下「本装置」という) は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本装置」または「本装置」の無線装置部分から「EPnet-BOX type W2)、3Gnet-BOX) では 22cm 以上、「4Gnet-BOX) およびその後継機では 15cm 以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- 航空機内全病院など、使用を禁止された区域では、「本装置」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本装置」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - 手術室、集中治療室 (ICU)、冠動脈疾患監視病室 (CCU) には「本装置」を持ち込まないでください。
 - 病棟内では、「本装置」を使用しないでください。
 - ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本装置」を使用しないでください。
 - 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本装置」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した「機械」と弊社システムがデータ通信している間、「機械」の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常 5 分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことを確認の上、「機械」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

リモートメンテナンス、またはリモートサービス中です。

<EP-DX 表示例 2>

リモートメンテナンス中です。

以上

注 文 書

富士ゼロックス兵庫株式会社(乙) 御中

注文番号 2139033164001

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文いたしますので、
ご承諾の場合には折り返し請書をご提出ください。

発行日 2021 年 3 月 23 日

発注者(甲)

所在地

社 名

役 職 名

氏 名

〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3-4-16

☎078-435-6380 FAX 078-435-6381

兵庫県議会議員 長瀬 たけし

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類: トータルサービス契約

契約条件書番号: JTJA001B

契約対象商品: ApeosPort C2360 PFS-4T

機械番号: 326425

契約期間: 2021年3月26日から2026年3月25日まで

開始メーターカウント:

メーター1 8 メーター2 _____ メーター3 3
メーター4 _____ メーター5 _____ メーター6 _____

設置調整完了日(新規購入の場合): 2021年3月26日

初回締切日: 請求サイクルに応じ契約開始日から最初に到来する料金計算の締切日とします。

料金計算の締切日: 20日締

支払日: 料金計算締切後翌月23日支払

請求サイクル: 1ヵ月

ミスコピー控除方法:

乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に0.3%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、
各モードのコピー/プリント数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
トータルサービス料金(1台につき)			
コピー/プリント料金(1コピー/プリントにつき)			
黒モード(メーター1)	1カウントにつき	1.00	
フルカラーモード(メーター3)	1カウントにつき	10.00	
最低コピー/プリント料金(1台につき)			1,000(月額)

設置先等

* 設置先事業所:

** 所在地: 兵庫県神戸市東灘区深江北町3丁目4-16

** 事業所名: 長瀬たけし事務所

** 部課名:

* BP適用: (する) しない

* FAX番号: _____

以下余白

契約条件書番号 : JTTA001B トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く、以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に必要な費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条項で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
- (1) 乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 - (2) 乙所定の再契約料金をより3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 - (3) スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
- (1) 甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 - (2) 甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検計する方法
 - (3) コピー/プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。
 - (4) トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
 - (5) 乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のために使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きします(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト除却後コピー/プリント数」といいます)。
 - (6) 不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー・除却方法の記載に従い取り扱います。
 - (7) 用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
 - (8) 両面コピー/プリントをした場合、後面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
 - (9) 表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金は最低コピー/プリント料金に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上り)に応じて計算します。
 - (2) 「請求サイクル」が複数ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上り)に応じて計算します。
 - (3) 表記にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
- 第6条 料金の計算にあたり、日本橋の端数は切り捨てます。乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
- 第7条 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利2%の割合による遅延損害金を乙に支払います。乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき故障者を派遣または乙が担当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
- 第8条 乙がトータルサービスを甲に提供する期間中は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
- 乙が故障者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れた場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金を乙に支払います。
 - 乙の技術者が派遣理由を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
 - 乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置に搭載使用するコンピュータプログラム、データの障害等を調査します。
 - 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
 - (1) 商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 - (2) 誤操作、落電、電磁的影響、強い衝撃その他取扱上の不注意に起因する故障の修理・調整
 - (3) 商品以外の機械装置またはコンピュータープログラム(コンピューターウイルスを含む)に起因する故障の修理・調整
 - (4) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 - (5) 火災、風水害、地震等の天災地災およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 - (6) 乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
 - (7) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 - (8) 高所作業、重物の移動を伴う作業その他の危険作業
- 第9条 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適量数の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびペーパーについては、品質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
- 第10条 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
- 第11条 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
- 第12条 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。
- 第13条 甲が乙の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または質貸した場合、本契約は終了します。
- 第14条 乙は1ヵ月前までの(ただし、甲が不利とならない場合は事前の)書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。
- 第15条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
- (1) 本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、破産、破産更生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
 - (3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
- 第16条 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。甲が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
- 第17条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第18条 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。
- 第19条 甲と乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
- 第20条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名義するなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。
 - 甲および乙は、前2項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
 - 甲および乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
- 第21条 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引禁止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第22条 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とします。本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、協議にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP (Electronic Partnership) の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供する EP (Electronic Partnership) の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EPの利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という) において本追加条項に定める条件で EP (Electronic Partnership) を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」「EP-BB light」とは、甲のイントラネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX 回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP 通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置 (EPnet-BOX)、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」およびこれらの後継機) の総称とします。

第3条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1) 「機械」のメーターカウンターの遠隔自動検針 (2) 上記メーターカウンタにもとづく料金の請求 (3) 「機械」の故障状況の予知・把握およびリモート保守 (故障の発生回避を含む)	・「機械」の各種メーターカウンタ値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録された FAX 自局 ID (EP-DX のみ)
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」 「4Gnet-BOX」	(4) 消耗品の配送 (5) 乙が製造、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加・向上 (6) 乙から甲に対する各種提案	・「機械」の各種メーターカウンタ値 ・使用消耗品交換、補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報
「EP-BB」 「EP-BB light」		

第4条 (「EP 通信装置」の貸与)

乙は、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP 通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP 通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP 通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (「EP」利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP 通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (「EP」利用時の注意点)

甲は、下記の EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願いに記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (「EP」の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP 通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願ひ

1. 「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機 (以下「本装置」という) は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本装置」または「本装置」の無線装置部分から「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」では 22cm 以上、「4Gnet-BOX」およびその後継機では 15cm 以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本装置」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本装置」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - 手術室、集中治療室 (ICU)、冠動脈疾患監視病室 (CCU) には「本装置」を持ち込まないでください。
 - 病棟内では、「本装置」を使用しないでください。
 - ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本装置」を使用しないでください。
 - 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本装置」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した「機械」と弊社システムがデータ通信している間、「機械」の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了すると、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常 5 分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、「機械」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

リモートメンテナンス、またはリモートサービス中です。

<EP-DX 表示例 2>

リモートメンテナンス中です。

以上

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)


整理番号	使 途 項 目	
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 11,000×50%=5,500 5,500円を充当する。
		備考
05-04-27 200 *11,000 SMBC(ニホンアッセ ^ン ケ		

口座振替のご案内 (兼請求書)

2023年04月07日

請求書番号 00525405

毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
 当月の御請求額を下記の通りご指定口座から振替させていただきますので宜しくお願いします。


日本安全警備株式会社
 神戸市中央区京町 5丁目 5番 5号ビル5階
 TEL: 078-391-1185 (代表)
 FAX: 078-391-1185

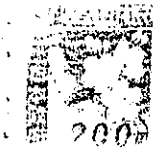
振替予定日	2023年4月27日	振替額	11,000 円
金融機関名	[Redacted]		
口座番号	**** * (お客様の情報保護の為、預金種目と口座番号を非表示とさせていただきます。)		

物件先名	内訳	摘要	金額	消費税額	御請求額
長瀬 たけし事務所	機械警備料	23年05月01日~23年05月31日	10,000	1,000	11,000
		<合計>	10,000	1,000	11,000

この請求書は自動口座振替のご案内です。金融機関でのお振込みの手続きは不要です。
 振替日には上記ご指定の口座から振替させていただきますので、口座残高の御確認をお願いいたします。

1枚中 1枚目

契 約 書



契約締結日 2013 年 11 月 6 日

甲)

〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3-4-16

長瀬 猛

乙)

神戸市中央区伊藤町108番地

日本安全警備株式会社

代表取締役社長 佐々木 博和

甲と乙は下記を承認の上、ここに契約します。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲と乙が各1通を保有します。

記

(1)契約対象物件	
所在地	神戸市東灘区深江北町3-4-16
名称	長瀬 たけし事務所
(2)使用回線	ブロードバンド回線
(3)乙の受託するサービス	防犯サービス・火災監視サービス
(4)業務開始日	2013年11月6日

契約にかかわる費用		支払時期	支払方法
(5)契約料金(月額)	10,000円 (税込10,500円)	請求期間開始前まで	1カ月毎の自動口座振替
(6)保証金	— 円		
(7)機器設置工事費	30,000円 (税込31,500円)	工事完了後直ちに	

(8)特 約	
--------	--

(9)防犯サービスの提供時間	毎日 19:00 ~ 08:00 ただし、甲の休日は終日とします。	
(10)セキュリティプランニング	警報機器の種類、個数、設置場所等のセキュリティプランニングは別紙によるものとします。	
(11)解約金算定基準指数	1.6	
(12)その他	その他の契約条件は、別紙によるものとします。	

基本契約条件

(提供するサービス)

- 第1条 日本安全警備隊(以下「乙」という)はお客様(以下「甲」という)に対し、契約対象物件の安全を確保するためのサービスを提供します。乙が提供するサービスの範囲は標記(以下「表」という)(3)のとおりとし提供条件は本契約第1章および第2章に定めます。
2. 前項のサービスを提供するために、乙が契約対象物件に設置する機械・機器・その他の器具(以下これらを総称して「警報機器」という)は、特約がない限り乙の所有に属します。

(契約期間)

- 第2条 本契約の契約期間は、業務開始日から5年間とし、締結の日から発効します。ただし、契約期間満了の3か月前までに、甲または乙から相手方に対して、文書による別段の意思表示がないときは、本契約は1年間更新され、その後も同様とします。

(契約料金・保証金・機器設置工事費用)

- 第3条 甲は乙に対し契約料金、保証金および機器設置工事費用を表(5)(6)(7)記載のとおり支払います。
2. 契約料金は、乙の人件費および諸経費ならびに警報機器、第6条に定める甲の機器の種類・数量および通信回線料の額を基準として定め、契約期間の中途においてもこれらの増減により乙は契約料金を変更できるものとします。
3. 保証金は、第2条、第11条第1項および第12条に基づく契約終了に際しては、乙は甲に利息を付さずに返還します。第11条第2項、第3項または第13条の規定に基づき本契約が終了したときは、乙は保証金を返還しません。

(配線の取替え)

- 第4条 乙は、警報機器の配線について、自然損耗その他乙の責に帰すことのできない事由により、本契約に定めたサービス提供に支障が生じた場合には、配線の取替え工事を行うものとし、その取替えに要する費用は甲の負担とします。

(警報機器の正常作動責任と交換)

- 第5条 乙は、警報機器の正常な機能を維持するため適宜に点検を行い、万一異常を認めるときは遅滞なく必要な処置を講じます。
2. 乙は、法改正その他乙の責に帰すことのできない事由により、警報機器の全部または一部の交換が必要となったときはこれを行い、交換にかかる費用は甲の負担とします。
3. 乙が警報機器設置完了日より起算して満10年以上経過後必要に応じて行う警報機器の全部または一部の交換にかかる費用は甲の負担とします。

(「甲の機器」の正常作動保持責任)

- 第6条 甲もしくは第三者の所有に属し乙の認めた設備・機器、または甲が乙より購入した(第三者が乙より購入し、甲が当該第三者より購入その他の方法により使用権限を有している場合を含む)設備・機器(以下これらを総称して「甲の機器」という)によって異常を感知し、その異常に基づいて乙がサービス提

供するものについては、甲の責任においてその正常作動を保持するものとします。

2. 甲の機器の正常作動の保持がなされず、乙のサービス提供が混乱し、甲の安全確保に支障があると乙が判断した場合は、甲は当該甲の機器の改修、交換等乙の要求に基づく処理を速やかに行い乙に通知するものとします。
3. 前項の処理が行われない場合は乙は第8条を適用することができるものとします。
4. 甲の機器の正常作動が保持されないことにより乙が損害を被った場合、乙は甲にその賠償を請求できるものとします。

(警報機器の破損、紛失および撤去)

- 第7条 甲は契約期間中であると契約終了後であることを問わず、甲の責に帰すべき事由により警報機器を破損、紛失した場合は、直ちに乙に通知し、その損害金を負担します。
2. 乙は、警報機器を撤去する場合、警報機器の取付けの必要上契約対象物件に施された孔穴、配線、その他の加工・変更については原状回復義務を負いません。
3. 第11条第1項の場合を除き契約終了時における警報機器の撤去費用は甲の負担とします。
4. 甲の事由により警報機器が撤去できない場合、甲は乙の損害金を負担します。

(サービス提供の停止)

- 第8条 甲側の原因(労働争議を含む)により、あるいは自然災害、その他の不可抗力による状況の発生等、乙の責に帰すことのできない事由により本契約上の乙のサービス提供を不可能にするに至ったときは、乙はその状況の止むまでの間サービス提供を停止します。この場合、乙には契約上のサービス提供責任はないものとします。
2. 前項によるサービス提供停止期間についても契約は続行するものとし、乙は甲に契約料金を請求できるものとします。ただし、サービス提供の全部が停止されかつ真にやむを得ない事情と乙が認めた場合は、乙は契約料金を減額します。

(契約対象物件の変更)

- 第9条 甲は、乙から契約対象物件の安全確保に支障のあるものについて改善の申し入れを受けたときは、速やかに必要な処置をとるものとします。
2. 甲は、下記事項を了承します。
- ① 甲の都合による契約対象物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更等(甲の機器、通信回線の変更も含む)を行う場合、原則として変更を行う日の15日前迄に文書をもって乙に通知します。
- ② 契約対象物件に隣接する建物の建設等周囲の状況の変化その他甲において契約対象物件の安全に関係すると認められる場合は、乙に通知します。
3. 下記についての費用は甲の負担とします。
- ① 第1項の改善に要する費用。
- ② 第2項による既設の警報機器の移動または変更等、および新たな警報機器の設置に要する費用。

(緊急出動料の支払い)

第10条 甲側の警報機器の誤操作、第6条第2項の処理が行われない為に警報機器が作動した場合、その他の甲の責に帰すべき事由により乙の緊急要員が緊急出動した場合は、1回につき金2,000円(税別)を乙は請求することができます。

(契約終了)

第11条 甲は乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき、または本契約の条項に違反したときは、文書をもって通知することにより本契約を終了させることができるものとします。

2. 甲が本契約に基づく金銭債務の全部、または一部をその支払期日到来後30日の間に支払わないとき、または甲が本契約に違反したときは、乙は催告することなく本契約を終了させることができるものとします。
3. 甲が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、乙は催告することなく本契約を終了させることができるものとします。
4. 第2項、第3項の場合、甲は契約終了の日から契約満了日までの残存契約期間の契約料金相当額を乙に支払います。

第12条 乙はその責に帰すことのできない事由により契約上のサービス提供を継続できないと認めるときは、3か月前までに文書をもって通知することにより、本契約を終了させることができるものとします。

第13条 甲が甲の事由により本契約を契約期間満了(更新期間の満了を含む)前に解約するときは、次の算式で求められる解約金を直ちに乙に支払うものとします。

$$\text{解約金} = (\text{基準月額} \times \frac{1}{5} \times \text{残存契約期間月数} + \text{基準月額の} 3 \text{か月分} \times 0.8) \times \text{解約金算定基準指数}$$

基準月額：

締結契約書面記載の契約料金月額によるものとし、サービス開始前までに警報機器の種類・数量の増減などにより変更となった場合は、乙が甲に通知した契約料金月額とします。

解約金算定基準指数：

締結契約書面記載によるものとし、サービス開始前までに警報機器の種類・数量の増減などにより変更となった場合は、乙が甲に通知した数値とします。

2. 前項にかかわらず、解約金は、契約料金月額×残存契約月数を上限とします。
3. 本条において、甲の解約の申し出が乙においてやむを得ないと認められるときは、乙は解約金を減額します。

第14条 甲が甲の事由に基づき、本契約をサービス開始前に解約するときは、直ちに次の金額を乙に支払うものとします。なお、乙に⑦または⑧の金額を越える損害が発生したときは甲は⑦または⑧とは別にその超過分を乙に支払うものとします。

⑦警報機器設置工事着工前

甲は保証金相当額を乙に支払います。甲が保証金を既に乙に支払っているときは、乙はこれを取戻します。

⑧警報機器設置工事着工後

甲は乙に対し基準月額の6か月分相当額および警報機器設置工事(工事の為の事前打合せ等を含む)に関して乙が被った損害(乙の工事料金負担分も損害とみなす)を支払います。甲が保証金を既に乙に支払っているときは当該保証金は前記金額に自動的に充当されるものとします。

2. 前項⑧において、甲の解約の申し出が乙において真にやむを得ないと認められるときは、乙は甲の支払うべき前項⑧の金額を減額します。

第15条 乙は、甲の責に帰すべき事由に基づきサービスを開始すべき日に開始することができない場合において、相当の期限を定めた催告にも甲が応じないときは、直ちに本契約を解除することができます。この場合、甲は直ちに前条に定める金額を乙に支払うものとします。

(権利・義務の譲渡禁止)

第16条 甲および乙は、相手方の承諾を得ずにこの契約上の権利・義務を第三者に譲渡することはできません。

(機密保持)

第17条 甲および乙は、本契約の締結および実施に当たり知り得た相手方の機密事項を契約期間中はもちろん契約終了後であっても、第三者に漏洩してはならないものとします。

(特約)

第18条 本契約書に特約として定めた事項は本契約の他の条項に優先して適用されます。

第1章 日本安全警備(株)のサービス提供条件

(サービスの概要)

第1条 乙は契約対象物件に不法侵入、火災異常、設備の異常等を感じし、それらの情報を乙のコントロールセンターに送信し、または設備の制御等を行う警報機器を設置するとともに、これにより送信される異常の有無を監視できる機械設備を乙のコントロールセンターに設置します。

2. 乙は、サービス提供時間中、前項に定める監視装置により、契約対象物件の異常の有無を間断なく監視します。

(緊急連絡先)

第2条 本契約において、甲は緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとします。

2. 甲は前項の内容を変更するときには、事前に遅滞なくその旨文書で乙に通知するものとします。
3. 乙は本契約のサービス提供に際し、必要と認めるときは定められた順序に従って、甲のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡します。

- (鍵、操作カード)
- 第3条 甲は本契約の目的遂行のため、乙の要求する数の鍵を甲の費用負担で複製し、乙に預託し、乙は預り証を発行し責任をもってこれを保管・管理します。
2. 甲は警報機器操作のため、乙より預託された操作カードについては、責任をもって管理するものとします。

- (通信回線、その他の費用)
- 第4条 乙のサービス提供に際し必要な電話料金(警報機器の信号送出にかかる電話料金を含む)、電気料金は甲の負担とします。
2. 乙のサービス提供が乙名義の回線を使用して行われる場合、甲は乙の承諾を得ずに目的外に当該回線を使用できません。

- (損害賠償)
- 第5条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、下記の賠償額を限度として、保険により甲に対してその損害を補償します。
- この場合乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとします。
2. 前項の賠償限度額は1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とします。
3. 甲は、その損害発生的事実を知ったときは可及的速やかに書面をもって乙の本店宛に通知するものとします。甲が損害賠償請求するときは、当該損害にかかる乙の責に帰すべき事由、および損害の範囲を客観的に証明するものとします。甲が前記の処置をとらない限り、乙はその損害について責任を負いません。
4. 甲と乙の間で本契約対象物件に関し別途安全提供にかかわる契約を締結している場合において乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害については、当該損害の原因が一連のものであるときはすべて一事故として扱い、各々の契約の賠償条項は重複して適用せず本契約書の賠償条項のみを適用します。

- (免責)
- 第6条 下記事項については、乙の責任の対象外とします。
- ① 乙が甲の要求により実施するこの契約に明示のない特別のまたは追加的なサービスから生じた損害。
- ② 自然災害、その他不可抗力により生じた損害。
- ③ 乙の警報機器は正常に動作したにもかかわらず、乙の責に帰することのできない事由で通信回線による送信が行われない状態にあったために生じた損害。
- ④ 本契約において、乙の提供するサービスが複数の異なる「異常」を対象とするときに、緊急度に応じたサービス提供を行うことにより生じた損害。
- ⑤ 甲に損害が発生した場合において、当該損害が屋外に所在する甲の財物について発生した場合の損害、および警報機器設置箇所以外または警報機器の機能外で発生した損害。また、屋外と同じ状況下(例:無人駐車場内、無人販売店舗内)にある自動料金精算機、両替機、自動販売機、自動貸出機、宅配ロッカー等の破壊、こじあけ等の侵入異常監視を行う場合、当該監視対

象物およびその内部に所在する財物について発生した損害。

- ⑥ 甲が警報機器をセットする際に契約対象物件についての異常の有無の確認を怠ったことにより、警報機器のセット前から潜入、潜伏者を発見できなかったために生じた盗難、破損その他損害。
- ⑦ 現金、貴重品を契約対象物件内に保管する場合において、容易に持ち運び可能な状態に保管してあった場合に生じた損害。
- ⑧ 甲が基本契約条件第9条第1項の処置をとらなかったために生じた損害。
- ⑨ 基本契約条件第9条第2項第①号の変更が、甲の任意の施工により行われた場合に生じた損害。
- ⑩ 基本契約条件第9条第2項第②号の状況を乙の責に帰することができない事由により乙が知ることができなかったために生じた損害。

(協定事項)

- 第7条 甲は、以下の事項を了承するものとします。
- ① 甲は、停電、電話回線の変更・不通、警察・消防署からの通知その他乙のサービス提供に関係すると甲において認められる事項を、その都度遅滞なく乙に通知するものとします。
- ② 甲は、その管理下にある者(甲が入場を認めた者および契約対象物件入居者を含む)による警報機器の操作について管理し、その操作過誤については、すべて甲の責任で処理するものとします。
- ③ 甲は、警報機器のセットまたは解除ができない場合は、直ちに乙に電話連絡するものとします。
- ④ 甲は、警報機器をセットするときは、契約対象物件について扉・窓等の施錠、残留者・潜伏者の有無、ガス・水道等の元栓、灰皿等の火気その他を点検し、異常がないことを確認するものとします。
- ⑤ 乙が契約対象物件の火災監視を乙と第三者との警備契約に基づき行う場合は、甲は、乙が乙と第三者との間の火災監視サービスに関する契約に基づき、火災の有無の点検のため、契約対象物件に入場することをあらかじめ認めます。
- ⑥ ガラスセンサーを設置する場合は、甲の要望がある場合を除き、契約終了等の場合に乙は撤去しない(乙は所有権を放棄する)ものとします。ガラスセンサーを甲の要望で撤去する場合、ガラスへの損傷について乙は責任を負いません。また、ガラスセンサーが設置されているガラス部分が解除中に破壊されたときは、甲は直ちに乙に連絡するものとします。連絡がなく当該破壊部分に起因して損害が発生した場合についても乙は責任を負わないものとします。

(特約)

- 第8条 本条に定めた事項が該当する場合は、他の条項に優先して適用されます。
- 【高額商品を扱う場合の特約】
- 甲が主として宝飾・貴金属・美術品・高級家具・家電製品・その他これに類する高額商品を製造し、販売し、または保管することを業としている場合、甲は当該高額商品の損害をてん補するために、自己の責任と費用負担で必要な保険を付保するものとし、当該高額商品に係わる損害については全て甲の付保する保険により処理します。また、甲の付保する保

険における保険会社の乙に対する代位求償権は、保険会社がこれを放棄するよう甲において保険会社と取り決めます。

【鍵の預託を受けない場合の特約】

- ① 乙は、甲から契約対象物件に入場するための鍵の預託を受けない場合において、契約対象物件に入場する必要があるときは、事前に甲の緊急連絡先に電話連絡し、その方による鍵の解錠を待って契約対象物件の点検を行います。この取り決めにより契約対象物件への入場が遅れたために生じた損害については乙は責任を負いません。
- ② 甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約対象物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了します。

【危険エリアに関する特約】

乙が契約対象物件に緊急要員を出勤させる場合において、オゾンガス発生設備設置箇所、危険物収容箇所および甲より予め指定された立ち入り禁止エリア等の危険エリア（以下「当該エリア」という）の点検が必要と認められた場合の措置は次のとおりとします。

- ① 乙は当該エリアの点検が必要と認められた時は、遅滞なく甲の緊急連絡先に電話で通報します。
- ② 甲の緊急連絡先として指定されている方は、前号の連絡を受けたときは速やかに契約対象物件におもむき、乙の緊急要員はその方の現場到着を待って当該エリアの点検を行います。
- ③ 乙は①②に際し、必要と判断したときは直ちに電話にて警察・消防機関に通報し、緊急出勤を要請する等必要な処置をとります。
- ④ 警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、乙は責任を負いません。
- ⑤ 甲は乙による当該エリアに設置された警報機器の点検には必ず立ち会います。

【ガス消火設備に関する特約】

契約対象物件にガス消火設備その他人命に影響を及ぼす設備（以下「当該設備」という）が設置されている場合は次のとおりとします。

- ① 乙は、当該設備の作動または異臭発生その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関および甲の緊急連絡先に電話で通報するものとし、その後の異常の有無の確認は行いません。また、警報機器の操作、当該設備の操作（起動操作を含む）および解錠等行いません。
- ② 乙は、当該設備の異常情報の単独監視を行う場合において、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件に電話連絡し、異常事態発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し、同時に緊急要員を契約対象物件に急行させます。この場合、①が適用されます。
- ③ 前号において電話連絡するも連絡不能の場合、または乙が防犯サービスをも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態（その他乙において無人時と扱うことができる状態）において当該設備の異常情報を受信したときは、乙は直ちに緊急要員を契約対象物件に

急行させます。この場合、①が適用されます。

- ④ ①②③において、乙は緊急要員に次の措置をとらせます。
 - ⑦ 出勤した消防機関に対する契約対象物件の最終出入り口までの誘導
 - ⑧ 第三者の契約対象物件への入場の制止
 - ⑨ 可能な限りの初期消火

【火災発生時電気錠等を自動開放する場合の特約】

契約対象物件の出入口に設置された電気錠、シャッター、オートドア、キーボックス等を火災発生時に自動的に解錠・開放させる設定をした場合、甲は次の損害について乙の責任を問いません。

- ① 当該設定により、出入口よりの入退出が可能な間に発生した盗難、破壊等による損害。
- ② キーボックス内の鍵の不正使用、紛失等により発生した損害。
- ③ 甲の機器の誤作動に起因して発生した損害。

【画像伝送システムを使用する場合の特約】

- ① サービスを提供する際に併せて画像伝送システムを使用する場合、乙は画像、音声等により違法行為を明らかに認識したとき、もしくは違法行為が極めて短時間になされると明らかに認められたときは、所定のサービスを提供するほか画像伝送システムにアナウンス機能がある場合は違法行為者を退去させる目的で直ちに音声による所定のアナウンスを行います。この場合、甲は違法行為者が甲等に対して危害、損害を加えるなどの行動をとることがありうべきことについて予め認識し、これを了承します。
- ② 画像伝送システムに使用される通信回線は、画像、音声等の送信がなされている間は他の目的に使用できなくなることを、甲は予め了承します。
- ③ 乙は、画像、音声等により違法行為がなされていないと判断したときは、緊急要員を出勤させることができます。
- ④ 乙は、警報機器の点検時に画像伝送システムの点検を行います。甲は画像伝送システムの故障その他異常の発生を知ったときは直ちに乙に通知します。
- ⑤ 乙は前号において画像伝送システムの故障その他異常を知ったときは速やかに点検を行い、その結果必要と認められたときは修理または交換の処置をとります。この場合、甲が所有する画像伝送システムの修理または交換に要する費用は品質保証期間を除き、すべて甲が負担します。
- ⑥ 画像伝送システムの故障その他の異常および設置条件（照度を含む）に変更を及ぼす事由が発生したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で乙がこれを知らなかった場合において、それによって生じた損害については乙はその責任を負いません。

（権限）

第9条 乙がサービスを提供するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は乙が有します。

第2章 日本安全警備(株)のサービス内容

(防犯サービス)

- 第1条 乙は、表(9)記載の時間帯において警報機器または甲の機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行います。
- 第2条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行います。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとります。ただし、有人運用（警報機器をセットした後も契約対象物件内または附属施設内に有人と取り決めた場合をいう）の場合は異常内容確認のため速やかに電話連絡します。
- 第3条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または甲の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、画像、音声等により違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請します。
- 第4条 警報機器に次の設定をしたことに起因して発生した損害については、甲は乙の責任を問いません。
- ① 警報機器の作動に関し遅延時間を設定した場合または警報機器に自動解除を設定した場合。
 - ② 警報機器または甲の機器により異常情報を送信しない時間帯を設定した場合。
 - ③ 特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの解除操作によりすべての防犯ブロックまたは防犯エリアの異常情報を送信しない設定をした場合。
 - ④ 特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの警報機器の機能を停止する設定をした場合。

(火災監視サービス)

- 第5条 乙は、終日、警報機器または甲の機器によって感知される契約対象物件にかかる火災異常の監視ならびに火災異常を受信したときにおける緊急対処および消防機関への通報を行います。
- 第6条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を契約対象物件に急行させ、必要な処置をとります。
2. 前項において、電話連絡するも連絡不能の場合、または乙が防犯サービスをも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態（その他乙において無人時と扱うことができる状態）において異常情報を受信したときは、乙は遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認められた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請します。
- 第7条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または甲の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、画像、音声等により火災発生を明らかに認識したときは直ちに電話にて消防機関に通報し、その緊急出動を要請します。
- 第8条 乙の契約対象物件における火災の有無の確認は、乙がその出入口の鍵の預託を受けていない施錠された建物・部屋等については、外部よりの確認を限度とします。
2. 消防隊出動時における消防隊による入口扉等の破壊損害については、甲は乙および消防隊に対して、損害賠償請求を行わないものとします。

(設備監視サービス)

- 第9条 乙は、終日、電気・空調等の設備（以下「甲の設備」という）の異常の監視および異常を受信したときにおける緊急連絡先への通報を行います。設備の種類・監視項目は、別途定める「セキュリティプランニング」によります。
- 第10条 乙は甲の設備の異常情報を受信したときは、遅滞なく甲の緊急連絡先に電話で通報します。
2. 甲の緊急連絡先は、乙より通報を受けたときは速やかに契約対象物件におもむき、甲の責任において必要な処置をとり、復旧完了の事実を乙のコントロールセンターに送信するものとします。
- 第11条 乙の契約上の義務は、甲の緊急連絡先への前条に従った電話連絡をもって完了します。なお、連絡不能の場合は、その時点をもって乙の契約上の義務は終了します。

(非常通報サービス)

- 第12条 乙は、終日、警報機器または甲の機器を異常事態発生時甲が操作することにより送信される異常情報の監視ならびに異常情報を受信したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行います。
- 第13条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件に電話連絡し、異常事態の内容の確認を行います。その結果、異常事態発生と判断したときは、直ちに警察機関に通報し、緊急出動の要請を行います。更に、乙は確認のため、契約対象物件に出動します。
- 第14条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを甲が特定の警報機器または甲の機器を操作したときに、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、画像、音声等により違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請します。
- 第15条 甲は、警報機器を所定の範囲（別途定める図面等に示す）を越えて使用しません。甲が当該範囲を越えた場所で使用した場合または当該範囲内であっても警報機器が電源断の状態にあったとき（バッテリー切れを含む）は乙は責任を負いません。

(ガス漏れ監視サービス)

- 第16条 乙は、終日、警報機器または甲の機器により検出されるガス漏れ異常の監視ならびに異常を受信したときにおける異常内容の確認および緊急連絡先への通報を行います。
- 第17条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件に電話連絡します。電話連絡するも連絡不能の場合、または乙が防犯サービスをも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態（その他乙において無人時と扱うことができる状態）においてガス漏れ異常情報を受信したときは、乙は直ちにガス供給会社またはガス供給会社の緊急出動組織に異常事態発生を通報し、契約対象物件への緊急出動を要請すると同時に乙の緊急要員を急行させます。

(設備連動サービス)

- 第18条 乙は甲の設備が警報機器のセット、解除操作または異常感知に連動するよう警報機器より、甲の設備に連動信号（電気信号）を供給します。連動対象となる甲の設備の種類、連動項目および連動条件は別途定める「設備情報一覧表」によります。
- 第19条 乙がそのコントロールセンターで甲の設備の動作確認を行う場合は、以下の業務を合わせて行います。
- ①乙は、甲の設備の動作に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ異常内容の確認を行うとともに、必要と認めたときは、速やかに甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で異常事態発生を通報します。
- ②前号の場合、乙より異常事態発生を通報を受けた甲の緊急連絡先は、速やかに契約対象物件におもむき可及的速やかに甲の設備の修理・交換等必要な措置を講ずるものとします。

(設備監視2サービス)

- 第20条 乙は、契約対象物件の電気・空調等の設備（以下「甲の設備」という）の異常を終日監視します。設備の種類・監視項目は、別途定める「設備情報一覧表」によります。
- 第21条 乙は甲の設備の異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ異常内容の確認を行い必要と認めたときは遅滞なく甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で通報します。
2. 甲の緊急連絡先は、乙より異常事態発生を通報を受けたときは速やかに契約対象物件におもむき、異常事態の内容の確認を行い、必要な処置をとり甲の責任において甲の設備を速やかに修理、復旧させるものとします。
- 第22条 「設備情報一覧表」において異常発生時の対応タイプが（応急処置）となっている設備に関し、乙は、甲の設備の異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ異常内容の確認を行います。その結果必要と認めたときは、可能な限り応急処置、被害拡大防止処置を行い、速やかに甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話連絡します。この場合、応急処置等に要した保守部品の交換費用については甲の負担とします。
- 第23条 乙の契約上の義務は、甲の緊急連絡先への第21条第1項、および前条に従った電話連絡をもって完了します。なお、電話連絡をとるも連絡不能となった場合は、その時点をもって乙の契約上の義務は終了します。

(エレベーター閉じ込め監視サービス)

- 第24条 乙は、終日、警報機器または甲の機器により感知されるエレベーターかご内の閉じ込め異常の監視ならびに異常を受信したときにおける異常内容の確認および緊急連絡先への通報を行います。
- 第25条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、契約対象物件に電話連絡し、異常事態発生を通報します。緊急要員は契約対象物件到着後、異常内容の確認を行い必要に応じて可能な限り応急処置、被害拡大防止処置を行い、速やかに甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話連絡します。この場合、応急処置等に要した保守部品の交換費用については甲の負担とします。
- 第26条 乙の契約上の義務は、甲の緊急連絡先への前条に従った電話連絡をもって完了します。なお、電話連絡をとるも連絡不能となった場合は、その時点をもって乙の契約上の義務は終了します。
- 第27条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを甲がエレベーター非常通報装置を操作したときに、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させるとともに、画像、音声等による違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請します。

(自動運行サービス)

- 第28条 乙は別途定める「セキュリティプランニング」に記載の契約対象物件の設備（以下「甲の設備」という）につき、運転起動および停止のサービスを行います。
- 第29条 乙が前条のサービス提供に関し、甲の設備の運転起動、停止の動作確認を行う場合は、乙は甲の設備の動作に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を契約対象物件に急行させ異常内容の確認を行います。その結果必要と認めたときは、可能な限り、設備につき応急処置、被害拡大防止処置を行い、速やかに甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話連絡します。この場合、応急処置等に要した保守部品の交換費用については甲の負担とします。
- 第30条 乙が契約対象物件の甲の設備の自動運行に関し、甲からの要請に基づきその遠隔制御を行う場合は、乙が行う遠隔制御項目は次のとおりとします。尚、これに要する費用は甲の負担とします。
- ・設備の発停制御
 - ・スケジュール変更
 - ・コントローラー時刻修正
 - ・特定の曜日に関するモード（平日・土曜日・休日・特別）の変更

異常
たは
と扱
の緊
す。
電
気
こよ
内
容
各
語
で
か
見
項
見
と
の
確
電
常
忍
め
ま
電
信
急
の
不
乙
計
な
直
転
の
発
生
と
定
ま
制

セキュリティサービスご契約のお客様へ

長瀬 猛 様

神戸市中央区伊藤町108番地
日本安全警備株式会社
代表取締役社長 佐々木 博和
電話 078-391-1101

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
この度は、セキュリティサービスをご契約いただき誠にありがとうございます。
セキュリティサービスをご利用いただくにあたって、弊社窓口は下記のとおりでございます。
ご不明な点・お困りの点がございましたら、何なりとご連絡いただきますようお願い申し上げます。
お客様にご満足いただけるサービスの提供に社員一同一丸となって取り組んで参りますので、
末永くご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. サービスを提供する施設の名称および所在地

長瀬 たけし事務所
神戸市東灘区深江北町3-4-16

2. お客様を担当させていただく弊社窓口等

日本安全警備株式会社 神戸支社
神戸市中央区伊藤町108番地 三宮伊藤町ビル
078-391-1101

日本安全警備株式会社 コントロールセンター
神戸市中央区伊藤町108番地
甲南待機所
神戸市東灘区本山中町4丁目2-3

3. その他

- 1) 異常が発生した場合に対処する警備員は原則として1名とします。
- 2) 警備員は警備業法に定められた教育および警備会社所定の研修を受講しています。
- 3) 警備員の服装は警備業法に基づき届出した制服を着用します。また、車輛、無線機、警棒、懐中電灯等サービスの提供に必要な機材を使用します。
- 4) サービスを提供する施設に設置した警報機器が異常を感知した場合は、送信機から通信回線を通じて、本社コントロールセンター内の受信機に送られ、コンピュータ処理により異常情報が表示されます。
- 5) 緊急発進拠点から契約物件までの路程(経路、距離)については、セキュリティ上の観点ならびに交通事情を考慮し、固定しないものとします。
- 6) 警備員が対処した場合は、速やかに書面にて報告します。

※ 本書面は、警備業法第19条第2項(書面の交付)に基づくものです。
※ 本書面に記載されていない事項は、ご契約書類(契約書または発注書・プランニング図面)をご参照ください。

お客様の個人情報の取り扱いについて

(1) お客様から開示を受けた個人情報の使用目的について

ご契約先ご本人を特定（登録を含む）し、セキュリティ業務等を契約に従って提供するため、ならびにこれに付随してご契約先の緊急連絡先およびその他のご担当者ご本人を特定するため使用させていただきます。

セキュリティ業務に関する、主な使用目的は次のとおりです。

- ①お客様への契約に基づくセキュリティ業務を適正に実施するため、ご契約当事者であるご本人とセキュリティ業務提供の対象となるお客様を確認する場合に使用させていただきます。
- ②緊急事態発生時にお客様が不在の場合、お客様の指定により緊急時に連絡する人あるいは警備担当者（責任者）を確認する場合に使用させていただきます。
- ③セキュリティ業務提供時に必要な場合、特定されたお客様である事を確認する場合に使用させていただきます。
- ④緊急事態発生時にお客様が不在の場合、緊急連絡先の人あるいは警備担当者（責任者）に連絡し、状況によっては現地確認をお願いいたしますが、その際特定した緊急連絡先の人あるいは警備担当者（責任者）である事を確認するために使用させていただきます。
- ⑤セキュリティプランニングを確認し、あるいは警報機器の設置工事（保守点検・機器障害対応）を行う場合に使用させていただきます。
- ⑥お客様のIDカード等を作成するために使用させていただきます。
- ⑦サービス代金、売却商品代金等の支払いを受ける手続きのために使用させていただきます。
- ⑧その他、提供するサービスに付随する業務を行うために使用させていただきます。

(2) お客様の個人情報を前項の使用目的以外に利用する場合

お客様の個人情報のうち、ご契約当事者の氏名・住所・連絡先（電話番号、電子メールアドレス）および商品の設置先またはサービスの提供先の名称・住所・連絡先（電話番号・電子メールアドレス）に限り次のとおり利用させていただきます。なお法人のお客様の場合につきましては、代表者の氏名・担当者（責任者）の氏名ならびに公知の役職者の氏名について、法人の住所とともに次のとおり利用させていただきます。また商品の設置先またはサービスの提供先が個人の場合は、その名称・住所・連絡先（電話番号・電子メールアドレス）に限り、次のとおり利用させていただきます。

- ①日本安全警備株式会社・セコムグループ各社および提携会社の情報をお知らせするため。
- ②新商品・新システムを開発した場合、その情報をお知らせするため。またご採用いただいている商品・サービス以外の商品・サービスに関する日本安全警備株式会社・セコムグループ各社および提携会社の情報をお知らせするため。
- ③個人情報を集計し、個人を識別することができない統計データを作成し、セキュリティ等の必要性を分析しその普及に利用するため。
- ④お客様のご満足度の調査、サービスの向上ならびにシステムを改良・開発するため。
- ⑤営業活動またはお客様の安心・安全に関わる新たなご提案等で訪問するため。
- ⑥法令等の規定により、国の機関等の開示要請に応じるため。但し、要請理由が妥当と判断された場合に限りです。

なお、日本安全警備株式会社はお客様との契約が終了した後にあっても前述で制限した範囲でお客様の個人情報を利用する場合があります。

(3) お問い合わせ、アンケート、ご要望等で取得した個人情報の利用目的について

前項で制限した範囲の個人情報を以下のとおり利用させていただきます。

- ①お申し込み先等のご本人の特定のため。
- ②ご請求のあった資料をお届けするため。
- ③契約に関するご案内文書等をお届けするため。
- ④その他必要なご案内状、ご挨拶状をお届けするため。
- ⑤お客様のご要望を処理するため、また記録するため。
- ⑥お客様に、日本安全警備株式会社およびセコムグループ各社の製品およびサービスの提供をするために、日本安全警備株式会社およびセコムグループ各社のサービスや製品などの情報をお知らせするのに利用させていただきます。

(4) 個人情報に関するお問い合わせ先

日本安全警備株式会社 本社 業務部

電話番号：078-391-1101

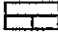

FAX番号：078-391-1185

セキュリティプランニング

契約者名：長瀬 猛
 物件名：長瀬 たけし事務所
 住 所：神戸市東灘区深江北町3-4-16

開始日：2013年11月6日
 監視番号：30682

設置機器リスト

機器名称	機器品番	シンボル	個数
コントロールコミュニケーター	KFC-P2		1
オペレーションターミナル	OT-P2		1
フラッシュライト	FL-2「B」	Ⓢ	1
マグネットセンサー	AD-1001	□	4
熱線センサー	IR81	○	2
定温式スポット型感知器(1種)	DFH-1A70RL-A	☆	1
差動式スポット型感知器(2種)	DSC-2RL-A	☆	2
合 計			12

設備情報

設備名称	数
合 計	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
10	領収書(明細は)、別添のとおり。	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 2,200×50%=1,100 1,100円を充当する。
		事務所清掃費(4月分) 16,500円 - 14,300円 (対経外経費) = 2,200円
05.04.27		16,500 SMBC(カ)シントウ

請 求 書

658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3-4-16

長瀬たけし 御中

(7661)

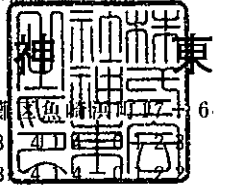
神戸市 一般・産業廃棄物・医療廃棄物・収集運搬業
芦屋市 認可 浄化槽維持管理・清掃・施工・洗管

株式会社

〒658-0024 神戸市東灘区魚崎町17-6

TEL <078

FAX <078



7661

お客様コード	発行日	締日
		05/04/15

<口座振替>

口座振替日は毎月27日になります。但し、
金融機関休業日の場合は翌営業日となります

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税額	今回御請求額
2,200	2,200	0	16,500	1,500	16,500

日付	伝票番号	区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
03.27	196	92	振込 3月分口座引き落とし				2,200
04.15	915	✓1	4月分 一般廃棄物 収集運搬料	式	1	✓ 2,000	2,000
		5	3月15日				
		✓9	消費税				1,500

売上	01	売上	03	値引	09	消費税
区分	02	返品	04	諸経費		

入金	91	現金・小切手	93	手数料	95	その他
区分	92	振込入金	94	手形入金		

(金融機関・郵便局用)

加盟店名
株式会社 神東

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書(収加) ※必ずコピーをお持ちください。

私は、SMBCファイナンスサービス株式会社から請求された金額を私名義の下記口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社	振替日(払込日)	27日	(金融機関休業日の場合は翌営業日)
--------	--------------------	----------	-----	-------------------

※ご利用サービスによって、選択できる振替日が限定される場合がございます。

ゆうちょ銀行以外の銀行またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行以外の銀行	預金種目(どちらかに○印)	口座番号(右詰でご記入ください。)	捨印 ゆうちょ銀行を除く
	(フリガナ)	金融機関お届け印	
口座名義人	長瀬 猛		金融機関への お届け印ですか 「注意！」
法人の場合は、社名、代表者、役名、氏名を省略せずご記入ください。			
ゆうちょ銀行	口座名義人	ゆうちょ銀行お届け印	印
	法人の場合は、ゆうちょ銀行へお届けの社名、代表者、役名、氏名を省略せずご記入ください。		
種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい。)	番号(右詰でご記入ください。)
1	6	6	3
0	1		0
払込先口座番号		払込先加入者名	SMBCファイナンスサービス株式会社

<加盟店使用欄>

顧客コード(13桁)※ショップIDを上2桁目からご記入ください	サイトID(13桁)※上4桁目の数字部分からご記入ください
2000000003021	sgp20000001540
会員ID(60桁以内)	
料金等の種類	廃棄物収集運搬料金
※加盟店様へ 本依頼書は「SMBCマルチペイメントサービス/口座振替サービス」用の口座依頼書となり、 弊社(SMBC-GP)へのお支払い方法は本依頼書では変更できません。	
収納企業名	SMBC GMO PAYMENT株式会社
委託者コード	308690000

—預金口座振替規定— *ゆうちょ銀行払いは除く。

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記数金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
 - 振替日において請求書記数金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座残高)を利用できる範囲内の金額を含む。をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この申出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものと取換ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑を掛けません。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関使用欄	(不備返却事由)
	1. 預金(貯金)取引なし
	2. 記載事項等相違 店名、預金種目、口座番号、 記号番号相違、口座名義
	3. 印鑑相違 4. その他()
備考	
捺印	印鑑照合
受付印	



(金融機関へのお願い)
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先にご返却下さい。

(不備返却先)
SMBCファイナンスサービス(株)決済ビジネス事務部
〒108-6350 東京都港区三田3-5-27 TEL03-5444-1533

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
11		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	3,538 × 50% = 1,769 1,769円を充当する。	
	案分率	
	備考	
	インターネット代(4月分)	
	1605.04.27 3,538 CSS.シ`I134	

2022年2月～2023年4月

前月

2023年4月 ▾

2023年4月 ご利用分

3,538円 (税込)

口座振替日：2023/4/27

【バック料金】

お得NET+電話
4月 1日～ 4月30日 5,380円

320Mコース

PHONE プラス
078-435-6380

【固定電話】

078-435-6380

発信番号表示
4月 1日～ 4月30日 400円

ユニバーサルサービス料 2円

4月 1日～ 4月30日

電話リレーサービス料
4月 1日～ 4月30日 1円

通話料金 (国内)
3月ご利用分 575円

auまとめトーク割引
3月ご利用分 -141円

【その他】

ウェルカムバック3,000円×24ヶ月
4月 1日～ 4月30日 -3,000円

消費税等
税額1円未満、税込除く 321円

合計 3,538円

※請求書のダウンロード・お支払い証明書の発行は「各種お手続き」からできます。
※クレジットカード支払い：お支払日はカード会社の引き落とし日に準じます。



お支払い証明書の発行、請求書ダウンロード、各種通話明細のご確認

大変お手数をおかけしますが、お客様情報ページよりお手続きください。
J:COMをご解約済のお客さまは、解約日から90日間のご確認が可能です。

各種お手続き・ご契約内容

ご契約内容

ご契約内容

契約関連書類の閲覧・ダウンロード

ご契約内容のご案内

契約内容通知書

長期契約更新通知書

約款

加入契約約款

重要事項説明書

J:COMサービス

● J:COMサービスご加入に関する重要事項説明

その他

● au まとめトークに関する重要事項説明書

利用規約

ネット

● J:COMメッシュWi-Fi利用規約

その他

- ユニバーサルサービス制度について
- 電話リレーサービス制度について
- J:COMまとめ請求利用規約
- J:COMパーソナルID利用規約
- MY J:COM（アプリ）利用規約
- MY J:COM（アプリ）に関するアプリケーション・プライバシーポリシー
- 利用料割引等に関する規約
- ざくざくざっくう利用規約

特定商取引法に基づく表示

ご加入者さま特典

Club Off by J:COM

国内宿泊、海外宿泊、レジャー、スポーツ、ショッピング、育児・介護サービスが優待価格でご利用になれます。

利用する

長期サービス・プラン

お得NET

契約期間	2023年3月～2025年2月 2年（自動更新契約）
契約更新期間	2025年2月～2025年4月
更新後の契約期間	2025年3月～2027年2月
契約解除料金	3,500円（税抜）

※契約更新期間中に何も申告ない場合は自動更新されます。
 ※契約更新期間中に本契約プランを解約される場合、契約解除料金はかかりません。

>長期契約プランに関するよくある質問

サービス別ご利用状況

	テレビ・ネット動画 (未加入)		ネット 320Mコース
	固定電話 番号[0784356380]		スマホ (未加入)
	電気 (未加入)		ガス (未加入)
	ホームIoT (未加入)		くらしサポート
	J:COM ほけん (未加入)		オンライン診療 (未加入)

※一部お手続き中のお客さまについては、サービス内容が正しく表示されない場合がございます。

お客さま情報

お客さま情報

ご契約局 株式会社ジェイコムウエスト J:COM 神戸・芦屋局

お客さま番号 10036384

契約者氏名 長瀬 猛

変更

契約者氏名 (カナ) ナガセ タケシ

住所 658-0013
東灘区深江北町3丁目4-16

電話番号 078-435-6380

変更

生年月日 1968/06/18

メールアドレス



テレビ番組表



イベント・プレゼント



ご加入者さま特典
Club Off by J:COM



J:COMプロ野球中継
プロ野球のテレビ放送スケジュールがひと目でわかる。
公式戦、オープン戦のほか、二宮清純氏コラムも配信中



J:COMラグビー中継
ラグビーのテレビ放送スケジュールがひと目でわかる。
トップリーグ、日本代表、スーパーラグビーほか



MY J:COM アプリ



**J:COMのサービスを
もっと便利に! もっと楽しく!**

J:COM

詳しくはこちら

マイページトップ
サービスのご利用・お手続き
ご請求・お支払い管理
各種お手続き・ご契約内容管理

ログアウト

お問合せ

サービスのご案内 J:COM ご加入者さま用ご案内 MY J:COM 法人のお客さま

サイトについて プライバシーポリシー 企業情報 採用情報

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
12	領収書(明細は)、別添のとおり。	案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 260,000×50%=130,000 130,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費 (4月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
4月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
4	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
5	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
6	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
7	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
8	土							
9	日							
10	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
11	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
12	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
13	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
14	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
15	土							
16	日							
17	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
18	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
19	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
20	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
21	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
22	土							
23	日							
24	月	10:00	18:00	1:00	7:00			
25	火	10:00	18:00	1:00	7:00			
26	水	10:00	18:00	1:00	7:00			
27	木	10:00	18:00	1:00	7:00			
28	金	10:00	18:00	1:00	7:00			
29	土							
30	日							
計					(A) 140:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20日] × 単価 [13,000 円] = 260,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和 5年 4月 28日

金 260,000 円(E)

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [260,000円] × 案分率 [50 %] = 130,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 130,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 元 年 08 月 01 日から 期間の定め無し	
雇用形態	正規職員 ・ ●パートタイム ・ その他	
就業場所	神戸市東灘区深江北町 3 丁目 4-16 兵庫県議会議員 長瀬たけし事務所	
仕事内容	政務活動補助全般・事務所管理・後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分から 18 時 00 分まで (休憩時間は、12 時 00 分～13 時 00 分)	
休 日	甲乙事前協議により決定	
給与 (賃金)	日給 13,000 円 (交通費含)	
給与支払	毎月分を末日に支払い。休日の場合については前営業日	
給与振込先	現金払い	
乙が自己の都合により退職を希望する場合は 60 日前までに甲に申し出ることとする。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
令和元年 8 月 01 日		
(甲) 雇 用 者	兵庫県議会議員 長瀬 たけし	
(乙) 被雇用者		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費	
13	領収書（明細は）別添のとおり。	案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 200,000×50%=100,000 100,000円を充当する。
		備考
		政務活動補助職員人件費 XXXXXXXXXX (4月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
4月分		氏 名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
4	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
5	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
6	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
7	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
8	土							
9	日							
10	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
11	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
12	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
15	土							
16	日							
17	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
18	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
19	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	土							
23	日							
24	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
25	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	土							
30	日							
計					(A) 100:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20日] × 単価[10,000 円] = 200,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和 5年 4月 28日

金 200,000 円(E)

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E)[200,000 円] × 案分率[50 %] = 100,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 100,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 2 年 08 月 01 日から 期間の定め無し	
雇用形態	正規職員 ・ ●パートタイム ・ その他	
就業場所	神戸市東灘区深江北町 3 丁目 4-16 兵庫県議会議員 長瀬たけし事務所	
仕事内容	政務活動補助・関係書類作成・後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	11 時 00 分から 17 時 00 分まで (休憩時間は、12 時 00 分～13 時 00 分)	
休 日	甲乙事前協議により決定	
給与(賃金)	日給 10,000 円(交通費含)	
給与支払	毎月分を末日に支払い。休日の場合については前営業日	
給与振込先	現金払い	
乙が自己の都合により退職を希望する場合は 60 日前までに甲に申し出ることとする。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
令和 2 年 8 月 01 日		
(甲) 雇用者	兵庫県議会議員 長瀬 たけし	
(乙) 被雇用者		

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自由民主党)

(長瀬たけし)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費
14	領収書(明細は)、別添のとおり。	案分率 共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 150,000×50%=75,000 75,000円を充当する。
		備考 政務活動補助職員人件費 XXXXXXXXXX (4月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
4月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月							
4	火							
5	水							
6	木							
7	金							
8	土							
9	日							
10	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
11	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
12	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
13	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
14	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
15	土							
16	日							
17	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
18	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
19	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
20	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
21	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
22	土							
23	日							
24	月	11:00	17:00	1:00	5:00			
25	火	11:00	17:00	1:00	5:00			
26	水	11:00	17:00	1:00	5:00			
27	木	11:00	17:00	1:00	5:00			
28	金	11:00	17:00	1:00	5:00			
29	土							
30	日							
計					(A) 75:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 長瀬 たけし [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [15日] × 単価 [10,000 円] = 150,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 150,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和5年 4月 28日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E) [150,000 円] × 案分率 [50 %] = 75,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 75,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 元 年 06 月 11 日から 期間の定め無し	
雇用形態	正規職員 ・ ●パートタイム ・ その他	
就業場所	神戸市東灘区深江北町 3 丁目 4-16 兵庫県議会議員 長瀬たけし事務所	
仕事内容	政務活動補助・関係書類作成・後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	11 時 00 分から 17 時 00 分まで (休憩時間は、12 時 00 分～13 時 00 分)	
休 日	甲乙事前協議により決定	
給与 (賃金)	日給 10,000 円 (交通費含)	
給与支払	毎月分を末日に支払い。休日の場合については前営業日	
給与振込先	現金払い	
乙が自己の都合により退職を希望する場合は 60 日前までに甲に申し出ることとする。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
令和元年 6 月 11 日		
(甲) 雇 用 者	兵庫県議会議員 長瀬 たけし	
(乙) 被雇用者		